

報告第 3 号

令和 3 年度川崎市一般会計事故繰越し繰越額の報告について

地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により、令和 3 年度川崎市一般会計の事故繰越し繰越額について次のとおり報告する。

令和 4 年 6 月 6 日提出

川崎市長 福田 紀彦

令和3年度 川崎市一般会計

事故繰越し繰越計算書

1 地方自治法第220条第3項ただし書の規定による繰越額

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出 負担行為 予定額
				支出済額	支出未済額	
4	こども 2 未来費	児童福祉施設 整備事業	226,600	-	226,600	-
5	健康 5 福祉費	障害者 福祉費	23,334,000	-	23,334,000	-
		12 施設整備費	49,710,000	-	49,710,000	-
		小計	73,044,000	-	73,044,000	-
7	経済 7 労働費	2 商工業費	1,000,000,000	914,179,000	85,821,000	-
8	建設 8 緑政費	3 街路事業費	105,000,728	73,480,728	31,520,000	-
			連続立体 交差事業	1,873,646,000	1,173,646,000	700,000,000
		小計	1,978,646,728	1,247,126,728	731,520,000	-
9	港湾費	2 港湾建設費	435,137,119	344,537,119	90,600,000	-
10	まち 10 づくり費	4 建築管理費	3,000,000	-	3,000,000	-
合計			3,490,054,447	2,505,842,847	984,211,600	-

翌年度 繰越額	左の財源内訳					説明
	既収入 繰越額	未収入特定財源			一般財源	
		特定財源	国県支出金	地方債		
226,600	-	-	-	-	226,600	新型コロナウイルス感染症の影響により年度内の事業終了が困難となったため。
23,334,000	-	13,333,000	-	-	10,001,000	新型コロナウイルス感染症の影響により年度内の事業終了が困難となったため。
49,710,000	-	25,082,000	23,000,000	-	1,628,000	新型コロナウイルス感染症の影響により年度内の事業終了が困難となったため。
73,044,000	-	38,415,000	23,000,000	-	11,629,000	
85,821,000	26,136,923	-	-	-	59,684,077	新型コロナウイルス感染症の影響により年度内の事業終了が困難となったため。
31,520,000	-	-	25,000,000	-	6,520,000	新型コロナウイルス感染症の影響により年度内の事業終了が困難となったため。
700,000,000	-	350,000,000	315,000,000	-	35,000,000	新型コロナウイルス感染症の影響により年度内の事業終了が困難となったため。
731,520,000	-	350,000,000	340,000,000	-	41,520,000	
90,600,000	90,600,000	-	-	-	-	浚渫土砂の処理に不測の日時を要したため。
3,000,000	-	1,500,000	-	-	1,500,000	工法の見直しに不測の日時を要したため。
984,211,600	116,736,923	389,915,000	363,000,000	-	114,559,677	